

# 下水道法第16条に関する申請について

公共下水道事業計画区域内で、公共下水道管理者以外の方が公共下水道施設築造工事を行う場合は、下水道法第16条に基づく承認申請が必要です。工事費用は全て申請者負担となります。

## 申請者（事業を行う者）

## 上下水道部下水道課

### 事前協議申請書類の提出（2部）

#### ◎申請時の必要書類

- ・公共下水道施設築造工事事前協議書
- ・委任状
- ・位置図、平面図、縦断図、横断図



香芝市下水道事業計画などの整合を確認



書類の確認・審査

計画内容および書類などに不備があった場合は申請者に連絡し修正を求める



◇申請から通知まで  
【約2週間】

### 承認申請書類の提出（2部）

#### ◎申請時の必要書類

- ・公共下水道施設築造工事承認申請書
- ・委任状
- ・誓約書
- ・公共下水道布設承諾書
- ・事前協議申請の回答書の写し
- ・位置図、平面図、縦断図、横断図  
土地利用計画図、標準構造図
- ・地籍図および登記事項証明書
- ・流量計算書
- ・地下埋設物協議回答書（関電、NTT、ガス等）



事前協議申請の「回答書」通知



承認申請書類の確認・審査



◇申請から通知まで  
【約2週間】

### 着工届の提出（1部）

#### ◎工事着工前までに提出する必要書類

- ・公共下水道施設築造工事着工届
- ・材料承認願



承認申請の「承認書」通知



### 竣工届の提出（1部）

#### ◎工事完了時に提出する必要書類

- ・公共下水道施設築造工事竣工届
- ・工事管理写真 一式
- ・出来形図  
A3版紙図、図面データ（dxf又はdwg及びPDF）
- ・属性仕様書  
（管渠・マンホール・取付管・柵など）



完了検査



### 引継ぎ書の提出（1部）

#### ◎完了検査に合格した時に提出する必要書類

- ・公共下水道施設の引継ぎ書



「検査結果通知書」